

令和5年 第1回洞爺湖町農業委員会会議録

招 集 年 月 日	令和5年1月26日					
招 集 の 場 所	洞爺湖町洞爺総合センター 青年研修室					
開 会 ・ 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和5年1月26日 午後 1時30分			議長 青山 晴重	
	閉 会	令和5年1月26日 午後 2時30分			議長 青山 晴重	
応 招 委 員 及 び 出 席 並 び に 欠 席 委 員 出席 9名 欠席 1名 ○＝出席 ×＝欠席	議席番号	氏 名	出席	議席番号	氏 名	出席
	1	毛利 政則	○	10	青山 晴重	○
	2	澤田 英雄	×			
	3	佐伯 昌彦	○			
	4	田中 恭一	○			
	5	菊地 哲也	○			
	6	星 博明	○			
	7	村上 正弘	○			
	8	西岡 正雄	○			
	9	大西 俊則	○			
会議録署名委員	3 番	佐伯 昌彦		4 番	田中 恭一	
義務のために会議室に 出席した者の氏名	事務局長 片 岸 昭 弘		事務局員 村 上 友 和		事務局員 楽 木 雄 太	
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

洞爺湖町農業委員会

議 事 の 経 過 (R5.1.26)		
日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
開会	議長	ただいまより、令和5年第1回洞爺湖町農業委員会総会を開会いたします。 直ちに、本日の会議を開きます。 本日の出席委員は9名でございます。 本日の欠席委員は、2番の澤田英雄委員の1名でございます。 したがって、総会は成立いたします。
日程1 会議録署名委員	議長	日程第1、会議録署名委員の指名を行います。 本日の会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、3番の佐伯昌彦委員及び、4番の田中恭一委員をお願いいたします。
日程2 会期の決定	議長	次に、日程第2、会期の決定について、お諮りいたします。 本総会の会期は、本日一日といたしたいと思います。 ご異議ありませんか。 異議なしと認めます。よって、会期は本日一日といたします。
日程3 議案1	議長 議長	次に、日程第3、議事に入ります。 議案第1号「農用地利用集積計画（利用権設定）の諮問について」の内1番から15番までの件を、議題といたします。 事務局長より説明願います。
	事務局長	（議案朗読により、説明） 以上の諮問内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の経営面積・従事日数などの各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくをお願いいたします。
	議長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 （他に、質疑はございませんか。）
	議長	質疑が無いようですので、議案第1号「農用地利用集積計画（利用権設定）の諮問について」の内1番～15番までの件を、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第1号「農用地利用集積計画（利用権設定）の諮問について」の内1番～15番までの件を、可と決定いたします。

議案 1	議長	次に、議案第 1 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の内 16 番の件を、議題といたします。
		会議規則第 10 条の規定により、 が除席の対象となります。暫時、休憩いたします。
	議長	休憩前に戻りまして、会議を開きます。事務局長より説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明) 以上の諮問内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の経営面積・従事日数などの各要件を満たしていると考えます。ご審議方よりお願いいたします。
	議長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 (他に、質疑はございませんか。)
	議長	質疑が無いようですので、議案第 1 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の内 16 番の件を、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第 1 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の内 16 番の件を、可と決定いたします。 が復席しますので、暫時、休憩いたします。
議案 2	議長	休憩前に戻りまして、会議を開きます。
	議長	次に、議案第 2 号「農用地買入協議に係る要請書について」の件を、議題といたします。
		事務局長より説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明)
	議長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 (他に、質疑はございませんか。)
議案 2	議長	質疑が無いようですので、議案第 2 号「農用地買入協議に係る要請書について」の件を可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第 2 号「農用地買入協議に

議案 3	議長	係る要請書について」の件を可と決定いたします。 次に、議案第 3 号「現況証明の願い出について」の件を、議題といたします。 会議規則第 10 条の規定により、 が除席の対象となります。暫時、休憩いたします。 休憩前に戻りまして、会議を開きます。事務局長より説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明)
	議長	説明が終わりましたので、今回現況調査を行いました毛利委員長より、調査結果の報告をお願いします。
	議長	令和 5 年 1 月 16 日の午後 1 時 30 分より、農業委員 3 名（青山会長、毛利委員、田中委員）と事務局 2 名（片岸事務局長、楽木事務局）にて現地確認を行いました。現場については、古い倉庫に面した農道となっており、現況農地として判断することは難しいとの見解になりましたので、報告します。
	議長	報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 (他に、質疑はございませんか。)
	議長	質疑が無いようですので、議案第 3 号「現況証明の願い出について」の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第 3 号「現況証明の願い出について」の件は、可と決定いたします。
	議長	 が復席しますので、暫時、休憩いたします。
	議長	休憩前に戻りまして、会議を開きます。
	議長	以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。 令和 5 年 第 1 回洞爺湖町農業委員会総会を閉会いたします。